

Q&A

推薦件数について

1) 推薦者は必ず所属長（学長、学部長、研究科長、病院長、研究所長など）もしくは財団理事、評議員、顧問であること

A) 上記記載の所属長以外の推薦者は基本的に認めていない

但し、施設での呼称が異なり、判断が難しい場合には、財団事務局に確認ください

2) 推薦は、原則として 1 推薦者につき 1 件とすること

ただし、女性研究者を含めて推薦する場合は、1 推薦者につき最大 2 名まで推薦することができる。

A) 例として、学長が 1 名の研究者（男女限らず）を推薦することができるほか、学長評定における次点推薦候補者女性の研究者の場合、1 名の追加推薦（合計 2 名となる）をすることができる

3) また、研究奨励金については、小児臨床薬理研究に限り、上記とは別に 1 件の推薦を認める。

A) 2) の 1 推薦者につき、男性・女性の 2 名、または女性の 2 名の推薦者に加え、小児臨床薬理研究をテーマとした研究者（男性・女性を問わず）を 1 名追加することができる

4) なお、推薦者が複数の所属機関の長を兼務している場合は、それぞれの機関について推薦することができる。

A) 例えば、学長が学部長を兼務されていた場合、各々の役割において、推薦者の権利を保有されることを意味する